

新旧対照表

神奈川県建築基準法取扱基準

※下線部が改正箇所

新	旧
1-2-13 ラック式倉庫（立体自動倉庫） 【技術的助言】 自動ラックを設置する倉庫における床面積の算定に係る運用について 倉庫の用に供する建築物であつて、 <u>物品の出し入れを搬送施設によって自動的に行う自動ラックを設置するものに関する法第3章（第5節及び第8節を除く。）に規定する床面積の算定においては、当該自動ラックを設置する部分についてはその高さ8 mごとに床があるものとして取り扱う。ただし、本取扱いにより算定した当該部分の床面積を含めた延べ面積が 3,000 m²を超えるものについて適用することとし、3,000 m²以下であるものについては高さ5 mごとに床があるものとして取り扱うこととする。</u> <u>（令和6年6月28日 国住街第44号）</u>	1-2-13 ラック式倉庫（立体自動倉庫） <u>法第3章（第5節及び第8節を除く。）の規定を適用する場合の床面積の合計の算定については、当該部分の高さ5 mごとに床があるものとして算定する。</u> <u>それ以外の場合の当該部分の床面積の算定については、当該部分の階数を1として算定する。</u>
自動ラックを設置するものに関する法第3章（第5節及び第8節を除く。）に規定する床面積の算定においては、当該自動ラックを設置する部分についてはその高さ8 mごとに床があるものとして取り扱う。ただし、本取扱いにより算定した当該部分の床面積を含めた延べ面積が 3,000 m²を超えるものについて適用することとし、3,000 m²	

以下であるものについては高さ 5 m ごとに床があるものとして取り扱うこととする。

具体的には、まず、高さ 8 m ごとに床があるものとして当該部分の床面積を算定し、当該部分の床面積を含めた延べ面積を算定する。算定した延べ面積が 3,000 m²を超える場合は、その面積を延べ面積とする。また、算定した延べ面積が 3,000 m²以下である場合は、高さ 5 m ごとに床があるものとして、改めて当該部分の床面積を含めた延べ面積を算定し、その面積を延べ面積とする。

なお、法第 3 章（第 5 節及び第 8 節を除く。）以外に規定する床面積の算定においては、当該部分の階数を 1 として延べ面積を算定する。